

## 目次

1.1. 申請者に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通	(R2qa_com1.1v1)
1.2. 応募申請の様式記入・提出資料に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通	(R2qa_com1.2v1)
1.3. 耐用年数に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通	(R2qa_com1.3v1)
1.4. 応募申請の省エネルギー・CO2削減に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通	(R2qa_com1.4v1)
1.5. 採択・交付申請・交付決定に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通	(R2qa_com1.5v1)
1.6. 事業実施に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通	(R2qa_com1.6v1)
1.7. 補助対象設備に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通	(R2qa_com1.7v1)
2.1. 【設備事業】：対象事業の要件・申請者の要件	(R2qa_a2.1v1)
2.2. 【設備事業】：補助事業に関する事項	(R2qa_a2.2v1)

## 1.1. 申請者に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)に共通 (R2qa\_com1.1V1)

Q1	共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。
A1	補助事業によって財産を取得する者が代表事業者になり、申請者となります。
Q2	リース会社を利用する場合は応募できますか。その場合の応募方法を教えてください。
A2	事業をリース契約で実施した場合も補助対象です。その場合の応募申請の方法は、代表事業者をリース会社とし、共同事業者を設備を使用する事業者としてください。応募の際、リース契約書（案）を添付して下さい。
Q3	事業実施者/ESCO 事業者/リース会社の3社での共同事業により補助金申請はできますか。
A3	申請できます。財産を取得するものが代表事業者となります。
Q4	代表事業者は何度も申請可能ですか。 事業所（施設）が多い場合、事業所ごとの申請なのか、まとめた申請どちらが良いか教えていただきたい。
A4	代表事業者の応募回数の制限を設けていないため、応募可能です。応募する際は事業所ごとに提出してください。
Q5	同一事業所で補助金対象の複数の設備（施設）がある場合の申請の仕方を教えてください。
A5	1つの申請とし、それぞれ必要な書類を提出ください。
Q6	同一法人が、同じシステムを適用して、複数の異なる事業所でそれぞれ応募した場合に採択は1者ですか。
A6	申請ごとに審査を行います。 ① 設備事業

		<p>採択件数の上限を 3 件とし、4 件以上の応募があった場合は、上位を優先的に採択します。</p> <p>② 熱事業 採択件数に制限はありません。</p> <p>③ 温泉事業 採択件数に制限はありません。</p>
Q7		事業所を運営している会社と、事業所内の設備（施設）管理を行っている会社が異なる場合、申請する際は事業所運営会社と設備管理会社の共同事業者として 2 社の申請が必要ということになるでしょうか。
	A7	設備の所有者が代表事業者です。運営、あるいは管理を行っている会社は共同事業者になります。
Q8		大企業も応募可能ですか。
	A8	可能です。補助率は、公募要領 2 事業内容（2）事業概要の『補助金の交付額』の項を確認ください。
Q9		協同組合は応募できますか。
	A9	公募要領 2.事業内容『補助金の応募者』の『民間』に該当すれば、公募できます。環境大臣の承認を得て協会が適当と認める場合がありますので、当協会に相談ください。
Q10		医療法人、社会福祉法人、公営企業、国家公務員共済組合、老人ホームは応募できますか。
	A10	公募要領 2.事業内容『補助金の応募者』に該当すれば、公募できます。環境大臣の承認を得て協会が適当と認める場合がありますので、当協会に相談ください。
Q11		宗教法人は応募できますか
	A11	通常どおり応募いただいて結構です。 ただし、補助金の応募者として宗教法人は「その他環境大臣の承認を得て補助事業が適当と認める者」に該当しますので、応募申請の受理については環境大臣の判断を仰ぐことになります。
Q12		申請の代行は可能ですか。
	A12	可能です。
Q13		定期借地権付き土地の事業でも応募できますか。
	A13	土地についての規程はありませんので、応募可能です。
Q14		資金調達方法として、支払委託契約にて調達する場合は応募できますか。その場合、申請はどのようにすればよろしいですか。
	A14	支払委託契約にて調達する場合は応募できます。この場合、設備の所有者が代表事業者になります。
Q15		補助の対象設備を異なる事業者が所有することは可能ですか。
	A15	補助事業では設備を所有する者は 1 者で、その者が代表事業者となることが規定です。設備を複数者で所有しているような場合は、応募時に、例えば （案 1）両設備を 1 者の所有にする （案 2）両者にて組合、共同管理法人等を設立する 等のいずれかを検討ください。

Q16	同一法人の別の事業者が他の国の補助金を受けて設備を設置しています。応募できますか。	
	A16	応募は可能です。 同じ法人、あるいは同じ事業所内にて、他の設備が補助金を受けて設置された設備があっても、当該設備が補助金を受けていなければ、申請できます。

1.2. 応募申請の様式記入・提出資料に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通 (R2qa\_com1.2v1)

Q1	様式1 応募申請書の代表者は誰にすればよいですか。	
	A1	代表取締役等、法人の代表権を持つ方としてください。代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。
Q2	様式1別紙1 実施計画書の「事業実施責任者」は誰にすればよいですか。	
	A2	様式1 応募申請書の代表者と同一としてください。
Q3	様式1別紙1 実施計画書の代表事業者の「事務連絡先」は誰にすればよいですか。	
	A3	補助事業に関わる業務を実際に担当し、協会と連絡の取れる担当者としてください。
Q4	共同申請を行う際、応募申請書への押印は代表事業者のみでよろしいですか。	
	A4	代表事業者のみでよいです。
Q5	応募書類について、企業パンフレット等業務概要や経理状況説明書の提出が求められておりますが、市町村が申請者の場合は添付不要ですか。	
	A5	*設備事業・温泉事業の回答となります（熱利用事業は、市町村は応募者に該当しません）。 パンフレット等業務概要は不要です。経理状況の説明書は、代替として、今年度の当該事業に係る予算措置がわかる資料を提出してください。
Q6	各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにもIR情報として公表しているものです。提出書類として、この資料のような形でよろしいでしょうか	
	A6	問題ありません。
Q7	経理状況説明書（損益計算書）について1期分に前期と今期が記載されております。これで2期分の経理状況説明書となりますか。	
	A7	2会計年度分の経理状況説明書（損益計算書）をご提出ください。
Q8	経理状況説明書は貸借対照表と損益計算書を提出する様に記載されておりますが、損益計算書の代わりに資金収支計算書と事業活動収支計算書を提出することは可能ですか。	
	A8	可能です。
Q9	法人の定款または寄附行為に奥書は必要でしょうか。	

	A9	不要です。
Q10	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	
	A10	連結決算書ではなく、単社の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
Q11	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	
	A11	不要です。
Q12	地方公共団体の建物では、登記をしていない例があります。その場合、登記簿謄本は提出できません。省略できますか。	
	A12	*設備事業・温泉事業の回答となります（熱利用事業は、地方公共団体は応募者に該当しません）。 登記簿謄本に代わる建物の所有者が確認できる公的書類を提出ください。
Q13	代表事業者と共同事業者でそれぞれ貸借対照表、損益計算書、登記簿謄本が必要でしょうか。	
	A13	代表事業者と共同事業者それぞれ必要です。
Q14	応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類（見積書）等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。	
	A14	応募申請では、機器・工事等の経費内訳は、概算見積書を元に作成いただいてもかまいません。 なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。
Q15	応募にあたっての添付資料で見積書が求められていますが、その時も相見積が必要ですか。	
	A15	応募時は、相見積は必要ではありません。しかし、事業を開始する発注時には、相見積をして最適な業者を選択下さい。
Q16	見積書について、応募時点で有効期限内の見積書を提出する様記載されていますが、発行日に制限はありますか。	
	A16	見積書の有効期限内に応募申請ください。発行日に制約はありません。
Q17	見積書についてですが、業者によっては見積書の書式が自由に変更できないため、見積書例にあるような区分、費目、細分、備考の欄がある見積書を取得できない場合があります。この場合、見積書と別に見積書例にある経費内訳書を事業者が作成して添付すれば良いでしょうか。	
	A17	見積書は、業者の書式で構いませんが、区分、費目、細分がわかるように明示してください。見積書と別に経費内訳書を作成して添付してください。
Q18	*設備事業・温泉事業の質問となります。 設備全体を更新した場合の総額を算出する際、見積書などの証拠資料は必要でしょうか。	
	A18	補助対象外の部分は、カタログ価格等で問題ありません。補助対象内は、必ず見積書を提出ください。

1.3. 耐用年数に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通

(R2qa\_com1.3v1)

Q1	耐用年数は機械及び装置の法定耐用年数になるのですか。	
A1	法定耐用年数は、機械及び装置に法定耐用年数が設けられている場合はその耐用年数になります。詳しくは、国税庁、あるいは税務署にご確認ください。 部品など、法定耐用年数が設けられていない場合は、部品を付属する装置の耐用年数が適用されます。	
Q2	リースにて応募する場合、リースの契約年数と法定耐用年数は同じでなければならないのですか。	
A2	リース契約年数が法定耐用年数より短くとも、再リース契約などにより法定耐用年数の期間使い続ければ、構いません。	

1.4. 応募申請の省エネルギー・CO2 削減に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通

(R2qa\_com1.4v1)

Q1	実施計画書に記載するエネルギー削減量、CO2 削減量はカタログベースの試算でよいですか。	
A1	カタログベースの試算でも結構です。ただし、出典を明記してください。	
Q2	*設備事業・温泉事業の質問となります。 応募に際しての添付資料として、「・・・外部の専門家による省エネルギー効果の説明等」とありますが、精密な試算が必要ですか。外部の専門家は、資格が必要ですか。	
A2	カタログ値をベースとするなど、ある程度の蓋然性があれば良く、必ずしも実測を求めるものではありません。外部専門家に、特定の資格を求めることはありません。	
Q3	*設備事業・温泉事業の質問となります。 設備を保有し、その設備のメンテナンスを行っている事業者が申請する場合、当該メンテナンス事業者による自己試算に基づく「省エネルギーの説明」でよいでしょうか。	
A3	当該設備メーカーや当該設備のメンテナンスを行っている事業者、部品・部材メーカーや省エネルギー診断実施事業者等外部の専門家による省エネルギー効果の説明が必要です。 そのため、自己試算ではなく、メンテナンスを行っている事業者が申請する場合は、設備メーカーや部品・部材メーカーなど、外部専門家による省エネルギー効果の説明をお願いします。	
Q4	様式1別紙1別添の電力明細では、単価が季節、昼夜で異なります。何を使えばよろしいでしょうか。	
A4	加重平均など、適切に試算下さい。	
Q5	CO2 削減計算において書式、計算例はありますか。	
A5	ありません。 ① 設備事業 外部の専門家の計算書を提出ください。 ② 熱事業 外部の専門家の計算書や環境省のハード対策計算ファイルを提出してください。	

		<p>③ 温泉事業</p> <p>環境省の CO2 削減効果算出ツールの計算結果を提出してください。</p> <p>必ず注意事項を守って、必要な根拠資料をすべて添付して提出してください。</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/nature/onsen/spa/spa_utilizing.html">http://www.env.go.jp/nature/onsen/spa/spa_utilizing.html</a></p> <p>ツールが対応していない改修の場合、外部の専門家に依頼してください。</p>
Q6		設備の改修後、第三者による効果検証は必要ですか。
	A6	本制度では第三者による結果検証は必ずしも求めるものではありません。
Q7		光熱費・CO2 削減効果の算出にあたり、エネルギー消費効率の現状値は、実測する必要がありますか。また、一般的な経年変化による効率低下の値を使用しても構いませんか。
	A7	推定値を使用して構いません。
Q8		応募の条件として、CO2 削減の目標値はありますか。
	A8	<p>CO2 削減量の目標値は設定しておりません。</p> <p>*設備事業</p> <p>ただし、設備事業において、費用対効果[円/ t -CO2]の設定があります。公募要領(設備事業)の 2.事業内容(2)事業概要(オ)補助金の交付額を確認ください。</p>
Q9		CO2 排出量削減量の具体的な計測方法・手法、算定方法および決まった係数は規定されていますか。
	A9	<p>計測方法、算定方法は規定していません。</p> <p>① 設備事業</p> <p>排出係数等は、様式 1 別紙 1 別添対策個票に記載してあります。</p> <p>② 熱事業</p> <p>外部の専門家の計算書を提出ください。</p> <p>③ 温泉事業</p> <p>排出係数等は、様式 1 別紙 1 別添対策個票に記載してあります。</p>
Q10		事業完了後の事業報告において、申請時の削減量は必達ですか。
	A10	目標値は必達ではありませんが、目標値に達しない理由を報告していただけます。また、交付規程第 1 4 条に記載により、交付決定の取り消しや、補助金の一部返還を求める場合があります。
Q11		申請時に、事業報告時の運転時間が増加することがわかっている場合は、申請時に運転時間が増加することを考慮した CO2 排出量を試算するべきでしょうか。
	A11	申請時の運転時間を用いて試算してください。運転時間が増加する場合は、事業報告時に実際の運転時間を用いて計算し、増加した理由を明記ください。
Q12		事業実施後 3 年間事業報告が必要となっておりますが、何を提出すればいいのでしょうか。
	A12	<p>1. 交付規程 様式第 16 事業報告書 を提出ください。記載内容は、</p> <p>(1) CO2 排出削減量 (実績)</p> <p>・計画値 ** t - CO2 / 年</p> <p>・実績値 ** t - CO2 / 年</p> <p>算定方法及び算定根拠を併せて記載ください。なお、算定根拠方法及び、当該</p>

		<p>年度の電力量等、算定根拠として使用した具体的資料を別途添付してください。</p> <p>(2) 実績報告書における CO2 排出削減量に達しなかった場合の原因</p> <p>2. CO2 削減効果の算定根拠資料 (算定方法及び様式の規定はありません。)</p>
Q13		稼働増などにより、CO2 削減目標値を達成できなかった場合にはどのような報告が必要でしょうか。
	A13	事業報告の際、CO2 削減量の目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的にお示しいただくこととなります。また、今後の対策 (案) を提示いただくこともあります。
Q14		事業報告書において、実績報告書に記載した CO2 削減量の達成率が低かった場合、ペナルティはありますか。
	A14	CO2 の削減等当初の目的と大きく乖離している場合は、補助金の返還をしていただく可能性があります。
Q15		エネルギー単価は決められている値でしょうか。
	A15	事業ごとに購入している価格を記載ください。
Q16		エネルギー消費量削減見込み量の計算は工事会社による試算でも良いか。
	A16	エネルギー消費量削減見込み量については、当該設備メーカーや当該設備のメンテナンスを行っている事業者、部品・部材メーカーや省エネルギー診断実施事業者等外部の専門家に試算を依頼してください。従って、外部の専門家として工事会社が適切であれば問題ありません。

1.5. 採択・交付申請・交付決定に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通 (R2qa\_com1.5v1)

Q1		採択者の選定は応募順でしょうか。また、補助金の採択基準や評価ポイントはありますか。
	A1	公募期間終了後、審査基準に基づき審査を行いますので、先着順ではありません。審査方法や想定される審査項目は、公募要領 3.補助金の交付方法等について (2) 審査方法を参照してください。
Q2		採択者説明会には代行者の出席は可能ですか。
	A2	可能です。ただし、新型コロナウイルス感染症が収束しない場合、採択者説明会を実施しないことがあります。案内は、順次協会ホームページに掲載します。
Q3		<p>*設備事業・温泉事業の質問となります。</p> <p>交付申請時の見積りの積算根拠について、①材料単価は、建設物価、積算資料等を参考の上算出してくださいとございますが、汎用品ではないものがあるため、根拠となる資料がございません。見積りには製作原価から利益を乗せての金額提示となっておりますが、その場合はどうすればよろしいでしょうか。</p>
	A3	<p>交付申請時に添付する見積書の材料単価については、建設物価、積算資料等を参考の上算出し、その根拠となる資料を添付していただきますが、メーカー製品等根拠となる資料が無い場合は、定価 (メーカー標準価格) 等を根拠として備考欄に記載、またはメーカー見積書を添付いただき見積価格が適正な値であることが分かるようにしてください。</p> <p>(施工業者が補助事業者に提出する見積書において、施工業者の自社製品がある場合は見積書の価格がメーカー見積書となります。)</p>
Q4		交付決定はいつごろになりますか。

A4	公募締め切り後、概ね 1～1.5 か月で採択者に採択通知を行います。その後、採択者から交付申請して頂きます。交付申請書の受理から概ね 1 か月で交付決定をする予定です。なお、採択者を協会ホームページに公表します。
----	--

1.6. 事業実施に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通

(R2qa\_com1.6v1)

Q1	施工（工事）業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。
A1	問題ありません。
Q2	入札手続き等の準備は交付決定前に進めていてもよいですか。
A2	問題ありません。
Q3	工事業者等への補助事業の発注（契約）はいつ行えばよいですか。
A3	交付決定日以降に行ってください。
Q4	発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういことですか。
A4	競争入札もしくは、複数者による見積り合わせを行ってください。
Q5	発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、例えば、既設の A 社の設備に追加・交換などの工事をする場合、A 社からの購入が安価になります。この場合はどうすればよいですか。
A5	A 社からの購入が安価になると断定できません。相見積をしてください。
Q6	見積り合わせを行う場合、「複数メーカーの商品（同等のスペックのもの）を比較」と、「同じ商品で、複数の販売先を比較」のどちらが正しいですか。
A6	契約・発注先の候補複数者から見積書を取得し比較してください。メーカーが異なる場合は、同等の仕様であることを確認してください。 ひとつの代理店・商社から複数メーカーの商品の見積書を取得した場合は競争原理が働いたことにはなりません。別の代理店、商社等、複数者から見積を取ってください。
Q7	発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解しているが、弊社は、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としている。補助事業の場合でも随意契約できますか？
A7	補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。この場合、交付申請の際に随意契約となる理由書を提出し、協会の事前承認を得る必要があります。
Q8	工種毎に業者を選定しても構いませんか。それとも 1 事業に対して 1 施工業者に一括で発注しなければなりませんか。
A8	施工業者は、工種毎に業者を選定しても構いません。それぞれに、相見積が必要です。
Q9	自社調達では、材料の原価の証明は見積書もしくは請求書でよろしいでしょうか。



A9	自社調達の意味は、対象事業を工事業者に一括発注するのではなく事業者自身が材料を購入し、事業者自身が工事を行うということです。その場合、材料の購入の際は、原則として相見積をしてください。
Q10	自社調達では、一部外注する場合の外注先にも複数社の見積合わせは必要でしょうか。
A10	原則として、相見積が必要です。
Q11	応募申請後、施主都合等により補助金申請を辞退する必要がある場合、どのように対応すればよいですか。
A11	交付決定前の辞退は可能ですので、辞退届を提出してください。 交付決定後は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止(廃止)承認申請書を提出して承認を受ける必要があります。
Q12	何らかの事情で期間内に事業が完了しない場合は、ペナルティはありますか。
A12	交付規程第8条第五号を参照ください。 第8条第五号 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受ける必要があります。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヵ月以内である場合はこの限りではありません。
Q13	補助事業はいつまでに何を行えばよいですか。
A13	2月末日までに事業を完了(支払いが完了したことを指す)させてください。補助事業に要した経費の請求書及び支払いを行った証を完了実績報告書に添付してください。精算払請求時までに、領収書など着金が確認できる書類を提出してください。

#### 1.7.補助対象設備に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通

(R2qa\_com1.7v1)

Q1	本補助金を受けた設備について、来年度以降、違う部品の交換等の際に他の補助を受けることはできますか。
A1	他の補助金については都度確認ください。
Q2	既設設備に補助金を受けた場合、その既設設備の入れ替えについて、制約はありますか。
A2	法定耐用年数の期間は使用して頂きます。法定耐用年数内に交換する場合は、環境大臣の承認が必要になり、場合によっては補助金の一部を返還いただく場合があります。
Q3	補助金の上限値、下限値はありますか。
A3	それぞれの事業の公募要領 2.事業内容(2)事業概要の『補助金の交付額』を確認ください。
Q4	補助対象経費とは何を指しますか。
A4	補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り、各事業の補助対象経費の区分・費目・細分は、交付規程別表第2を確認ください。
Q5	補助対象外経費に当てはまるものはどのようなものがありますか。

	A5	<p>補助対象外となるのは下記の経費等です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、設備、周辺機器、法定必需品等に係る経費</li> <li>・既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用（当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む）</li> <li>・本補助金への応募・申請等に係る経費</li> <li>・官公庁等への届出等に係る経費</li> <li>・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等</li> </ul>
Q6	補助対象外工事を含む費用について、補助対象と補助対象外の区分けが困難な場合は、経費はどのように区分けすればよいでしょうか。	
	A6	適切な方法で按分等を行ってください。
Q7	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。	
	A7	採択通知に記載された内示額が補助金交付金額の上限になります。内示額を超える補助金交付申請はできません。
Q8	補助事業による取得財産であること明示するために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費に含めて良いでしょうか。	
	A8	プレート作成費及び貼付の費用については補助対象外となります。
Q9	補助事業完了後3年間報告義務がある「事業報告書」を作成するにあたり、使用電力量を計測するためのメーターは補助対象に含めてよろしいでしょうか。	
	A9	メーターにつきましては、補助対象外となります。
Q10	施工業者への工事代金支払いを約束手形で行ってもよいでしょうか。	
	A10	原則として口座振込みまたは現金払いをお願いします。
Q11	交付決定前に既に業者発注している場合、補助対象となりますか。	
	A11	補助金の交付決定を通知する前に発注等を行った経費は、交付対象とはなりません。
Q12	補助対象工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。	
	A12	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が明確に分かるようにしてください
Q13	他の補助金と併用は可能ですか。	
	A13	<p>同一設備に対して、国からの他の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む）を受けるとは、補助対象外となります。重複申請は可能ですが、国からの他の補助金が採択された場合は、どちらかのみを受給となります。地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。</p> <p>ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国（当協会）からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。</p>
Q14	補助金等適正化法の対象外である運営費交付金（国庫から支出）にて事業を実施した場合、補助対象となりますか。	

	A14	文部科学省からの「運営費交付金」は本事業の補助により実施する事業に対して交付されているものではないため、申請可能となります。
Q15	消費税は補助対象となりますか。	
	A15	消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ② 免税事業者である補助事業者 ③ 消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者 ④ 特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者 ⑤ 地方公共団体の一般会計である補助事業者
Q16	*設備事業・熱利用事業の質問となります。 補助対象の法人がリースを活用して応募する場合、補助率はどうなりますか。	
	A16	補助率は、代表事業者によって決定されますので、リースを活用する場合は、代表事業者となるリース会社の要件により補助率が決まります。詳しくは、公募要領 2 事業内容(2)事業概要『補助金の交付額』をご確認ください。
Q17	割賦販売契約で導入する部品は補助対象ですか。	
	A17	割賦販売契約で導入する部品は補助対象外です。

## 2.1. 【設備事業】：対象事業の要件・申請者の要件

(R2qa\_a2.1v1)

Q1	対象事業の要件(a) 1)で「当該設備のエネルギー効率を導入当初と同等以上までに改善する事業」とありますが、導入当初の効率は、定格でよいでしょうか。	
	A1	定格値で結構です。また、導入当初のエネルギー消費量データやカタログ・仕様書等からの推定値でも結構です。
Q2	対象事業の要件(a) 2)で「当該設備のエネルギー効率を初期の状態以上に改善」とありますが、初期の状態とはどのような状態ですか。	
	A2	部品・部材を追加補修する前の状態(現状)です。
Q3	資金回収年数に制限がありますか	
	A3	あります。公募要領(設備事業)2.事業内容(2)事業概要 (イ) 対象事業の要件を確認ください。
Q4	同一敷地内で複数の棟がある場合の申請の仕方を教えて下さい。例えば、A 棟では蒸気の保温の追設を、B 棟では変圧器の更新をする場合、1 施設として同一の申請書で良いでしょうか。	
	A4	同一申請書で良いです。

Q5	空調機は A 社製品、それにまつわるコントローラーは B 社製品であった場合の申請方法は共同申請となるのか。それとも A 社か B 社が親となって申請するのか、抱き合わせが可能なのでしょうか。	
A5	設備のメーカーではなく、設備の所有者が代表事業者として申請してください。設備メーカーを共同事業者とする必要ありません。	
Q6	精米プラントは応募できますか。	
A6	精米プラントは、日本標準産業分類の内、大分類 E. 製造業 の 0961 です。従って応募できません。	
Q7	産業廃棄物処理業者は応募できますか	
A7	応募できます。ただし、産業廃棄物処理業であることの証明書を提出ください。	
Q8	水産養殖業は応募できますか	
A8	水産養殖業は、日本標準産業分類に規定される漁業に該当し、製造業、電気業、ガス業、熱供給業の生産施設に該当しないため、応募できます。	
Q9	マンションの「管理組合法人」は、応募資格を持つ法人に当てはまりますでしょうか。	
A9	住宅の管理組合は応募対象外です。	
Q10	地方公共団体の所有する熱供給設備は対象となりますか。	
A10	町所有の施設であったとしても日本標準産業分類に規定される熱供給系の用に供するものは、補助対象外です。（電気系、ガス系も同様）	
Q11	セントラルキッチンへの設備への部品の交換・追加は、補助対象となりますか。	
A11	セントラルキッチンは、日本産業分類の「7721 配達飲食サービス業」に該当すると考えられますので補助対象になる可能性があります。	
Q12	信託受益権化された建物に附属する設備を本事業の対象とする場合は、どのような申請とすれば良いですか。	
A12	補助事業を自ら行い、かつ、補助事業により財産を取得する者を代表事業者、対象設備の所有者が代表事業者と異なる場合は設備の所有者を共同事業者として申請してください。	
Q13	譲渡条件付きリースや所有権留保付き割賦販売は補助対象となりますか。	
A13	リース完了時にリース先へ譲渡される譲渡条件は問題ありません。詳しくは当協会にご相談ください。所有権留保付き割賦販売は認められません。	
Q14	自治体プロポーザル公募型 ESCO 事業（ギャランティード・セイビングス契約、自己資金型）にて ESCO 事業者選定結果をもって競争原理が働くとの認識で宜しいでしょうか。（補助金申請者は自治体で事業者との随意契約が可能か）	
A14	ESCO 競札の場合でも原則として相見積等が必要です。但し、下請け業者決定済みで相見積取得に支障をきたす場合においては、ESCO 競札資料提示を以って相見積取得に代えることができます。	

Q15	<p>信託化されたビルの空調ポンプのインバーター化について</p> <p>① リースで導入する予定ですので、代表事業者はリース会社になるかと思いますが、共同事業者はどの範囲まで含まれますか？</p> <p>② ファイナンスリースの形態の一つに残価を設けて満了後に残価で売却することが可能な購入選択権付リースというのがあるのですが、財産処分制限期間内に残価相当額でビル所有者に売却することは可能でしょうか？</p>
A15	<p>① 共同事業者は、リース契約の賃借人、空調ポンプの所有者及びビルの所有者となります。</p> <p>② 財産処分制限期間内に売却等を行う場合は、残価に係らず予め財産処分申請による協会の承認が必要となります。</p>
Q16	<p>地方自治体が所有している設備を、指定管理として財団法人が管理しています。指定管理事業者の判断で実施できる範囲の修繕工事の場合、申請者（申請代表印）は、指定管理の財団法人代表でも良いですか。または所有者の地方自治体になりますか。</p>
A16	<p>下記の（ア）または（イ）と考えられます。</p> <p>（ア）設備の所有者から指定管理業者として指定され、かつ改修の費用負担を当該指定管理業者が行う場合、指定管理業者の財団法人が代表事業者として申請できます。所有者は、共同事業者となります。ただし、指定管理業者が所有者（地方自治体）から管理を指定されていることを証明する書類、例えば、管理の委託契約書などを提出ください。</p> <p>（イ）改修の費用負担を所有者（地方自治体）が行う場合は、所有者（地方自治体）が代表事業者、指定管理業者が共同事業者として応募申請ください。</p>

2.2. 【設備事業】：補助対象に関する事項

(R2qa\_a2.2v1)

Q1	<p>CO2 削減見込みを推定するための計測・設計費は補助対象ですか。</p>
A1	<p>補助対象外です。</p>
Q2	<p>交付規程で補助対象外となる施設は、製造業（加工修理業を含む）、・・・と記載されておりますが、製造業でも補助対象となるものはありますか。</p>
A2	<p>製造業（総務省発行「日本標準産業分類の内、大分類 E. 製造業」参照）であっても、事務棟や研究棟など生産施設に該当しない建物は補助対象になります。</p>
Q3	<p>マンションの共用部の設備は、補助の対象になりますか。</p>
A3	<p>住宅設備の共用部分は住宅設備の一部ですので補助対象外です。</p>
Q4	<p>外部の専門家に省エネルギー効果の説明を求めた際に発生する費用は補助対象ですか。</p>
A4	<p>本補助金への応募・申請手続きに係る費用は補助対象外です。</p>
Q5	<p>部品交換に伴う工事費は補助の対象ですか。また、洗浄や調整に係る費用は補助の対象ですか。</p>
A5	<p>補助対象の部品交換に伴う工事費は補助対象です。また、部品・部材の交換や追加に伴って必要になる作業、洗浄や調整は補助対象になります。一方、部品・部材の交換や追加を伴わず、作業、洗浄や調整のみを行う場合は、補助対象外です。</p>

Q6	設備のオーバーホールは補助対象になりますか。	
A6	オーバーホールは補助対象外です。	
Q7	ガスコージェネレーションの部品交換を実施するにあたり、熱交換器の交換を除き、それ以外の部品を設置当初の性能に近づけるために経年部品交換、整備点検は補助対象となりますか。	
A7	エネルギー効率と関係のない部品の交換、点検整備費用等のメンテナンス費用は補助の対象外です。	
Q8	工場に設置されているスポットエアコンは、生産に関与していませんが、補助対象ですか。	
A8	製造業の工場に設置されている装置は補助対象外です。	
Q9	機器の効率維持のための吸収液の再生作業は補助対象になりますか。吸収液の濾過装置、ストレーナなどの追設は補助対象となりますか。	
A9	吸収液の再生作業は補助対象とはなりません。 濾過装置、ストレーナなどの追設は補助対象となります。	
Q10	食品を製造する設備と原料及び製品等を保管している設備がある場合、保管設備は補助対象となりますか。	
A10	製造業が所有する、原料や製品等を保管する保管設備は、生産設備の一部となるため、補助対象外です。倉庫業者の所有する保管設備は製造業ではありませんので、補助対象となる可能性があります。	
Q11	蒸気間接加熱方式の設備を、タンブラー乾燥用のバーナー及びダクト、配管ユニットを付加することにより直接熱風式に交換する場合、補助対象でしょうか。	
A11	現在使用中のタンブラー本体を使用するという前提で、現状の温風発生機能を蒸気加熱方式から「部品・部材の交換・追加」をし、「より高効率な」直熱式にすることであれば補助対象となる可能性があります。	
Q12	排熱で捨てる蒸気を回収して発電する設備の導入は補助対象でしょうか。	
A12	発電設備の導入は補助対象外です。	
Q13	A工場からB工場へ移設する設備は「運用している設備」として、その設備の部品を交換・追加してエネルギー効率が向上する場合は補助対象になりますか。	
A13	製造業等の生産施設の設備でない場合は、補助対象となる可能性があります。	
Q14	CO2削減対象となる空調機器に台数コントローラーを追加する計画です。この、空調設備の法定耐用年数が既に経過しており、何年後かに更新予定です。台数コントローラーは、将来新しくなった空調設備に新たに接続し使用し続ける予定ですが、そういった場合でも補助対象になりますか。	
A14	台数コントローラーを空調設備更新後も使用することであれば申請可能です。更新時期に廃棄等を行う場合は、補助金の一部返還等が必要です。	
Q15	製造業の生産施設用のユーティリティ設備は補助対象になりますか。	
A15	補助対象外です。	

Q16	配送センターなどの物流倉庫で使用している設備の部品の交換・追加は補助対象となりますか。	
	A16	製造業の生産施設に付随している物流倉庫は、生産施設の一部とみなされるので補助対象外です。
Q17	受電設備中の変圧器交換に伴う高圧コンデンサ交換は補助対象でしょうか。	
	A17	補助対象となる可能性があります。
Q18	加熱炉で使用中の灯油仕様のバーナーを天然ガス仕様のバーナーへ交換することは、補助対象になりますか。その際に、付帯設備として燃料貯蔵設備（LNG サテライト）についても、補助対象になりますか。	
	A18	加熱炉などのバーナー交換は、その交換によりエネルギー効率が良くなれば補助対象です。その付帯設備、燃料貯蔵設備などは、加熱炉の部品ではありませんので補助対象外です。
Q19	ボイラのカマにあたる缶体交換は対象になりますでしょうか。	
	A19	缶体交換でボイラの効率があがる提案の場合、高効率の缶体との交換は補助対象になる可能性があります。缶体交換でボイラの効率があがらない提案の場合、補助対象外になります。
Q20	エコマイザ更新の場合、同時施工で煙道の改造工事が必要な場合があります。この場合煙道の改造工事は対象範囲となるのでしょうか。	
	A20	煙道の改造工事は補助対象外になります。
Q21	国の補助金で導入した熱源設備のポンプに新しくインバーターを追加したいと計画しているのですが、補助対象となるのでしょうか。	
	A21	補助対象となります。
Q22	全室外機10系統の内、6系統の設備の部品交換を計画しております。また、室内機についても全台数熱交換器薬品洗浄を予定しております。この場合、室外機6台に繋がっている室内機のみ洗浄が補助対象でしょうか、もしくは全台の室内機洗浄が補助対象でしょうか。	
	A22	全室外機10系統の内、6系統を改修する場合、室内機の熱交換器薬品洗浄については、改修する6系統のみが対象となる可能性があります。 熱交換器の洗浄は、単独で行う場合は補助対象外になります。
Q23	産廃処理プラントの一部の発電システムに蒸気駆動コンプレッサを追加することによりエネルギー効率向上を計画しております。蒸気駆動コンプレッサから出力する圧縮空気は全量を工場内プラント設備にて消費します。蒸気駆動コンプレッサが稼働すれば、購入している電気を減らせます。この蒸気駆動コンプレッサの追加は、補助対象になりますか。	
	A23	蒸気駆動のコンプレッサユニット（コンプレッサ、駆動機、クーラー等）を一括交換（追加）する場合は、補助対象外になります。高効率のコンプレッサと高効率駆動機を組み合わせたコンプレッサと交換（追加）することは補助対象となり得ます。ただし、CO2 排出量削減効果があることが前提です。
Q24	スコット変圧器は対象になるのでしょうか。	
	A24	スコット変圧器は補助対象です。 ただし、エネルギー効率が高効率になる場合のみ補助対象です。

Q25	<p>バーナーの交換について、油からガスに燃料を変更する計画があります。</p> <p>補助対象経費については、次の4項目について、補助対象可否を教えてください。</p> <p>① 部品代、②部品交換費、③燃料配管費（需要家構内）、④燃料配管費（都市ガス会社の導管敷設費用）</p>
A25	<p>バーナー交換はCO2排出量が削減される場合は補助対象になる可能性があります。</p> <p>補助対象経費については、①部品代、②部品交換費は補助対象です。</p> <p>③燃料配管費（需要家構内）は、構内の主管から当該設備（ボイラ）に供給する二次配管（枝管）の第一バルブ以降は補助対象になる可能性があります。その他の③燃料配管費（需要家構内）、および④燃料配管費（都市ガス会社の導管敷設費用）は補助対象外です。</p>
Q26	<p>一体型吸収冷温水機用の冷温水ポンプ・冷却水ポンプの更新を検討しております。更新ポンプのモーター部はIE3です。</p> <p>① 機器代（ポンプ）は補助対象となりますか。</p> <p>② 同上機器へのインバーター設置を別途検討していますが補助対象となりますか。</p>
A26	<p>① 機器（ポンプ）の費用は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプとモーターを一括で更新する場合で、高効率になる場合は補助対象となる可能性があります。</li> <li>・ポンプとモーターを含めた吸収式冷温水機一式を交換する場合は補助対象外です。</li> </ul> <p>② インバーターを新たに追加することは、補助対象となる可能性があります。</p>
Q27	<p>コンプレッサ廃熱を回収するタイプのコンプレッサの導入は補助対象となりますか。</p>
A27	<p>コンプレッサに、排熱を回収する回収ユニットあるいは熱交換器などの追加は部品の追加とみなせるので、補助対象となり得ます。ただし、コンプレッサと一体で更新する場合はコンプレッサユニットの交換となり補助対象外となります。</p>
Q28	<p>公募要領において、補助対象外となる設備でメーカーが定期的な更新を推奨している部品・部材の同等品との交換とありますが、具体的にどのような状況を示すのでしょうか。教えてください。</p>
A28	<p>メーカーが、マニュアルなどで定期的な更新を推奨している部品、部材を既設の部品と同等のものと交換することです。</p>
Q29	<p>改修対象設備の所有者が熱供給業者（エネルギーサービス事業者等）、使用者は補助対象施設（ホテル、事務所等）の場合、補助対象になり得るのでしょうか。</p>
A29	<p>熱供給業者の設備の改修は補助対象外です。</p>
Q30	<p>エネルギー設備の設計、運用のシミュレーションツール（ソフトウェア、運転支援システム含む）を活用した省エネ運用改善支援は、補助対象ですか。</p>
A30	<p>補助対象外です。</p>
Q31	<p>既に故障しているインバーターを交換し、再調整する場合は補助対象となりますか。</p>
A31	<p>公募要領に記載の通り、補助対象事業は「現在稼働中の設備の改修であること。」であるため、故障中の設備の改修は、補助対象外です。</p>
Q32	<p>インバーター制御システム、台数制御システムを導入する際の制御用のセンサー類は補助対象になりますか。</p>



	A32	インバーター制御システムなどに使用するセンサー類は、補助対象となる可能性があります。
Q33		ボイラ設備と付帯品が別々に資産計上されている場合、付帯品（給水タンク）を、ドレン回収タンクに「交換」する事業は補助対象でしょうか。
	A33	交換によってエネルギー削減効果が得られれば対象になる可能性があります。
Q34		太陽光発電や再生可能エネルギー発電は補助対象でしょうか
	A34	発電設備は補助対象外となります。
Q35		1つの事業において、設備の更新を計画し、別設備にて部品等の改修を含む場合は、補助対象ですか。
	A35	別設備の部品等の改修は補助対象です。
Q36		取替の場合、取り外し費、廃棄物処理費は補助対象ですか。
	A36	既設撤去に係る費用は補助対象外です。
Q37		冷媒ガス回収作業費、フロン処理費は補助対象ですか。
	A37	既設撤去に係る費用は補助対象外です。
Q38		熱供給事業者が行う「高性能保温材+取付」工事は補助対象でしょうか。
	A38	熱供給事業者の「蒸気配管」は補助対象外です。
Q39		報告のための計測装置（簡易計測装置を含む。）は補助対象になりますか。
	A39	CO2削減に寄与しない設備は補助対象外です。
Q40		スチームトラップの交換によりCO2削減する場合、スチームトラップ本体及び工事費は補助対象でしょうか。
	A40	補助対象です。
Q41		配管そのものの改修によるCO2削減も補助対象でしょうか。
	A41	配管だけの改修は補助対象外になります。
Q42		設備の一部が故障しているが、応急運転を行い動いている機器は補助対象外でしょうか。
	A42	補助対象外です。
Q43		例えば1F～3Fの建物で、1Fの空調機の設備のみ改修したいといった場合、補助対象でしょうか。
	A43	補助対象になる可能性があります。
Q44		サーバールーム内、空調機に対して「空調機運転台数制御コントローラー」の追加、すなわち、運転台数制御による省エネの実現は補助対象でしょうか。
	A44	サーバールームが製造業の生産設備でなければ、補助対象となり得ます。
Q45		サーバールームの所有者（企業）が製造業の場合は、対象になりますか。

	A45	製造業でも生産設備のサーバーが含まれていなければ補助対象となり得ます。
Q46		「チューニング」のみでは交付対象にはならないのでしょうか。（部品交換を伴わない。）
	A46	「チューニング」のみでは、補助対象外です。
Q47		既設設備の交換または追加が補助対象にならないのでしょうか。例えば、ガラスコーティング、冷媒ガス活性化は補助対象ですか。
	A47	設備の部品の交換または追加が補助対象です。 ガラスコーティング、冷媒ガス活性化は補助対象外です。
Q48		「水産養殖業は応募可」および「システムにヒートポンプの追加は対象」とありますが、養殖用の加温システム（ボイラによる加温）に、ヒートポンプを追加してシステムの高効率化を図る場合も補助対象になりますか。
	A48	水産養殖業は、補助対象です。また、加温システムにヒートポンプを追加して、システムとしてCO2が削減される場合は補助対象になります。
Q49		ポンプの改修を検討しておりますが、既存機（約10年前に設置）と同じメーカーで同じ型式のものへの更新になります。その際に、メーカーが3年前に同機種のもーターをトップランナー仕様に変更しておりますが、定格の表記上で既存機と同じ数値になっています。この場合、対象になりますか。
	A49	公募要領に記載しているとおり、部品の交換については当該設備のエネルギー効率を、導入当初と同等以上まで改善する事業が対象になります。従って、定格等が同じ場合でもよりエネルギー効率の高い部品に交換する場合は補助対象となります。 この場合に、エネルギー消費量がどの程度改善するかを算出ください。
Q50		廃水の廃熱回収を行うための「熱交換器」を設置したいと考えておりますが、公募要領の「補助対象外となる設備」に「消耗品」、「メーカーが定期的な更新を推奨している部品・部材の同等品との交換」となっております。 例えば、熱交換器本体の交換頻度を3年と予定している場合、どこまでが、補助対象となりますか。 1. 熱交換器 + 配管等工事費すべて 2. 配管等工事費のみ 3. 補助対象外
	A50	「消耗品」、「メーカーが定期的な更新を推奨している部品・部材の同等品との交換」は3. 補助対象外になります。
Q51		装置自身の入替を含むと補助金の対象になるのでしょうか。例えばボイラが古く、本体を入替して、更に省エネ部品を追加したときなど。
	A51	装置全体の入替は本補助事業の対象となりません。
Q52		複数工場がある工業団地内に工業団地組合（法人）があり、同組合の敷地内に同組合が所有する共同受電用の特高受変電設備があります。（電力会社より受電した電気（特高）を変圧して各組合企業へ送電） 同組合の事業内容は、製造業、電気業等ではなく、①各組合企業の共同受電、②技能実習生受け入れ、③技能教育、④会議室貸出し等。 このような場合、同組合が所有する共同受電の特高変圧器は高効率化改修の対象設備となりますか。
	A52	補助対象となる可能性があります。

Q53	<p>事業所の建物が3階建になっており、1階は製造ライン、2階は研究部門、3階は事務所といった構造になっています。</p> <p>この場合の補助対象設備については2階と3階になるのでしょうか。</p> <p>また、1階についてもエントランス等製造とかかわりのない箇所については申請できますか。</p>
A53	<p>空調設備等で補助対象の空調設備の系統が1階製造ラインと2階研究部門、3階事務所と明確に区分されていることが図面や資料等で判断できれば補助対象となる可能性があります。</p>
Q54	<p>変圧器交換に伴う高圧コンデンサ交換について、補助対象となる可能性がありますと記載されておりますが、交換に伴いエネルギーを削減できる技術的根拠があれば対象とできるとの認識でよろしいでしょうか。また、リアクトルについても同様と考えてよろしいでしょうか。</p>
A54	<p>エネルギーを削減できる技術的根拠があれば補助対象にできるとの認識で良いです。また、リアクトルについても同様と考えて良いです。</p>
Q55	<p>変圧器を収納しているキュービクル一式を交換する場合は、補助対象となりますか。</p>
A55	<p>キュービクル一式を交換する場合は、補助対象となりません。</p>
Q56	<p>変圧器を更新する場合、現行と更新後の容量が相違する場合でも補助対象となりますか。</p>
A56	<p>原則、容量（複数台の場合は合計容量）の増加は認められません。ただし、今回導入予定の高効率の変圧器に既設変圧器と同容量の機種が無い場合はこの限りではありません。</p>
Q57	<p>蓄電池セルの交換に当たり、稼働年数、容量の低下のような基準は有りますか。</p>
A57	<p>稼働年数が5年以上経過したもの、または容量の低下については、メーカーの診断結果により、防災拠点に設置する設備は15%以上、その他設備は20%以上の劣化が確認されているものに限ります。</p>
Q58	<p>蓄電池セルの交換の範囲に電源コントローラーも含めてよいでしょうか。</p>
A58	<p>補助対象外です。</p>
Q59	<p>蓄電池のセルの交換に伴い電池の定格容量を増加させる場合どのようにすればよいでしょうか。</p>
A59	<p>補助対象は既設の定格容量であるので、増設分は補助対象外となります。もし設備が物理的に分けられない場合は経費を定格容量で按分するなどして算出してください。</p>
Q60	<p>鉛蓄電池からリチウム蓄電池への交換は補助対象となりますか。</p>
A60	<p>本事業は蓄電池のセルの交換を対象にしており、補助対象外になります。</p>
Q61	<p>再生可能エネルギー由来の蓄電設備とは具体的にどのような設備ですか。</p>
A61	<p>太陽光・太陽熱・水力・風力のような再生可能エネルギーによる電力を貯蔵するための蓄電池設備が対象です。</p>
Q62	<p>蓄電池のセル交換の場合、定格容量の劣化状況はどのように把握すれば良いか。</p>
A62	<p>定格容量の劣化状況は、各メーカーのメンテナンスサービスを受けるなどして把握してください。</p>

Q63	<p>冷凍・冷蔵倉庫において、外壁防熱工事として断熱パネルを検討しております。 機器基準（0.05W/m・k以下）を満たしている場合に外壁でも対象となりうるのでしょうか？</p>	
	A63	<p>冷凍・冷蔵倉庫において、外壁防熱工事として機器基準（0.05W/m・k以下）を満たしている断熱パネル設置しCO2削減とする事業であれば補助対象となり得ます。 ただし、当該冷凍・冷蔵倉庫が、製造業の原料や製品等を保管する保管設備であれば生産設備の一部となるため補助対象外となります。</p>
Q64	<p>全熱交換機を更新する場合、公募の対象機器例にある熱交換器とありますが、全熱交換器は対象ですか？ また、ダクトは補助範囲に入りますか？</p>	
	A64	<p>CO2削減に寄与すれば全熱交換機の新規は補助対象となりえます。この場合ダクトは補助対象外です。</p>
Q65	<p>再生可能エネルギー由来の設備改修等において、補助率が優遇されていますが、再生可能エネルギー由来の設備改修等の定義および、具体的にどのような改修工事が該当しますか。</p>	
	A65	<p>再生可能エネルギーで運用している水素スタックと蓄電池シェルの交換が対象となります。</p>

【補助対象／補助対象外】まとめ

- 青字は交付規程記載項目
- 補助金の交付対象となる事業は、国内に所有する施設において運用中の設備に対し、以下の①、②のうち、少なくとも一つの改修を行うことで、当該設備のエネルギー消費量、CO2 排出量を削減する事業であること。
  - ① 当該設備のエネルギー効率に密接に関係する部品・部材のうち、経年劣化等により効率低下の原因となっているものの交換を行い、当該設備のエネルギー効率を、導入当初と同等以上まで改善する事業
  - ② 改修を行う設備若しくは当該設備と連結された蒸気配管等に部品・部材を付加することで、当該設備の運転時の負荷を軽減し、当該設備のエネルギー効率を初期の状態以上に改善する事業
- 下表に「補助対象となる可能性のある部品」とされていても、審査により補助対象外とされる場合があります。

ジャンル	補助対象となる可能性のある部品	補助対象外
空調設備、冷凍設備	空調設備や冷凍設備等で利用されるモーター、コンプレッサ、ポンプ、ファン等	モーター交換に伴う制御器（漏電遮断器、電磁接触器、過電流遮断器等）
	空調機などに使用しているファンベルト及び、ファンベルトドライブシステム	
	空調設備、乾燥設備、蒸気供給設備、温水供給設備等に設置する熱交換器	
	ヒートポンプエアコンの室外機に追設する散水装置	
	ファンコイルユニットの風量切替コントローラー	
		屋外機、室外機の一括交換 空調設備交換に伴う撤去費用、フロンガスの処理費用
熱交換器	熱交換器、熱交換器の部品	
	水冷式冷凍機、冷却系統の熱交換器に追加する恒常的に使用するチューブ洗浄用のボールクリーニングシステム	熱交換器の洗浄のみ
ヒートポンプ	ガスエンジンヒートポンプのエンジン	
	給湯システム等に追加するヒートポンプ	ヒートポンプシステム（ユニット）の追加
ボイラ設備	缶体	ボイラ全体の交換
	ボイラや加熱器等で利用されているバーナー	燃料交換した際の燃料供給装置
	部品・部材の交換に伴い必要となる油炊きボイラのスス洗浄、バーナーの燃焼調整	部品・部材の交換を伴わない油炊きボイラのスス洗浄、バーナーの燃焼調整
	既設ボイラに追加する節炭器、空気予熱器	
	設備機器燃焼部品のバーナー制御部品（ダンパー、電磁弁）	
	ユーティリティで使用したドレン熱水を低圧蒸気として再蒸発させて再利用する装置	

	既設ボイラに追加する再蒸発蒸気装置	
ドレン回収装置	蒸気ドレン回収装置の導入によるドレン回収タンク や熱回収装置	
断熱材	蒸気配管やバルブに使用する断熱ジャケット	断熱ジャケット追加のみの単独の対策
	冷凍・冷蔵・製氷設備に利用する断熱パネル	
		遮熱シート、断熱シート、遮熱塗装、断熱塗装
モーター	高効率モーター	モーター交換に伴う制御器（漏電遮断器、電磁 接触器、過電流遮断器など）の交換
	モーターに追加するインバーター、制御システム	
インバーター	インバーター、制御機器	制御に寄与しないセンサー
電気設備	受変電設備等で利用されている変圧器	
	蓄電池セルで再生可能エネルギー由来の蓄電設 備として、定置用蓄電池で利用されているもの	可動式。ただし可動式であっても、可動部分を外 し、固定される場合は除く。
	インバーター制御システム、台数制御システム	B E M S
	省エネ運転のための制御用コントローラ	人感センサー、明るさセンサー、温度管理センサー、 トイレにおける消音設備、
		対象設備の負荷低減やエネルギー効率改善とは 異なる方法（人の行動変容や当該設備の稼働時 間の調整等）で省エネルギーを達成するもの
		器具備品（パソコン、自動販売機等）、照明設 備、家電に類するもの
		発電設備
		監視用・データ収集用の装置
コンプレッサ、ポンプ	コンプレッサ、ポンプと駆動装置（モーターなど） ただし、コンプレッサ、熱交換器などから構成されるシ ステムの中で、コンプレッサ、ポンプと駆動装置のみを 高効率なものに交換する場合	
		付属の機器（フィルタ、熱交換器など）もあわせて 一式交換場合のコンプレッサ、ポンプと駆動装置 （モーターなど）
その他	発電用を除くタービンの部品	
		船舶及び航空機並びに車両運搬具（軌道走行 車両、乗用自動車、貨物自動車、フォークリフト 等）
		防犯設備、昇降機設備、消火設備等